

介護ウェーブ2026推進ニュース



明けましておめでとうございます

引き続き「3つの丸ごと」ウェーブをひろげていきましょう

★「利用料2割負担の対象拡大」2025年内の決定見送り、26年に検討継続

2025年12月25日、厚労省は介護保険部会（社会保障審議会）に対して、「利用料2割負担の対象拡大」の2025年内の決定を見送って2026年に引き続き検討することを提案し、介護保険部会の最終報告書として確認されました。また、「要介護1、2の生活援助等の保険給付外し（総合事業への移行）」の実施についても今回見送りとなりました。このことは、政府に2025年内の決定を断念させた「利用料2割負担の対象拡大」をふくめ、署名活動などを通じて改悪案の撤回を訴え続けてきた私たちの運動の成果です。「ケアプランの有料化」については、事業所の対象を絞り込む形で新たな提案が示されており（表参照）、引き続き撤回を求めていきます。

利用料2割負担の対象拡大	第10期介護保険事業計画開始（2027年度）の前までに結論を得る
ケアプランの有料化	住宅型有料老人ホームにつき、新たな相談支援の類型を設けた上で利用者負担を求める
要介護1、2の生活援助の保険給付外し	引き続き、包括的な検討を行う（今回は見送り）

★介護保険・利用料負担の見直し案に対する緊急影響調査結果に関する記者発表

政府が「利用料2割負担の対象拡大」の2025年内の決定を見送ったことを受け、12月26日、検討が継続される2026年に向けた取り組みのスタートとして、全日本民医連は厚労省内で「介護保険・利用料負担の見直し案に対する緊急影響調査結果に関する記者発表」を行いました。

すでに厚労省は、10月27日の介護保険部会で「利用料2割負担の対象」について、現在「年金収入等280万円以上」（1人世帯）となっている基準額の見直し案として、「230万円以上」「240万円以上」「250万円以上」「260万円以上」の4案を示しています。

発表では、「現在1割負担の利用者の利用料が倍の2割に引き上げられた場合、サービス利用等にどのような影響が生じるか」を明らかにすることを目的に、在宅サービスの利用者と施設入所者を対象に、11月に実施した緊急アンケート調査の結果を報告しました。

記者発表には、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、シルバー新報など、12人の記者が参加しました。冒頭、全日本民医連・岸本啓介事務局長より挨拶があったあと、林泰則事務局次長より、「介護保険・利用料負担の見直し案に対する緊急影響調査結果」の概要報告を行いました。最後に、岸本事務局長が、「物価高騰の中、利用料2割負担への引き上げは高齢者の実態に見合わない。これ以上の負担は限界であり、政府が掲げる「制度の持続可能性の確保」のためには、介護保険財政における国費負担割合について議論していく時期ではないか」と強調しました。



★ 今回の調査結果の概要は、厚労省の介護保険部会委員で「認知症の人と家族の会」代表理事の和田誠さんより、12月25日の介護保険部会の会議の場で紹介されました。

○今回の調査で明らかになったこと

緊急アンケート調査の結果から、以下の4点が明らかになりました。

①物価高騰が続く中、1割負担の現在においても、必要なサービスの利用や生活上に困難を抱えている利用者が多数おり、利用料の新たな引き上げが実施されれば、在宅サービスの利用や施設入所の継続に支障をきたすケースが、多数出現することが見込まれる。

②その結果、サービスが利用できることで、利用者本人の身体的・精神的状態の悪化、家族の介護負担や経済的負担の増大が予想される。

③アンケート回答者の約3割は、利用料が2割負担となったときも在宅サービス利用を減らせない、施設を退所できないため、食費などの生活費を切り詰めて捻出せざるを得ないと回答している。

④利用料が2割負担となっても支払いは可能だが、今後利用するサービスが増えたときに、利用料を払いきれるかどうか将来に不安を抱えている利用者がいることが示された。

○今回の調査結果を受け、国に求めることー2割負担拡大案の撤回と介護保険財政の見直し

緊急アンケート調査の結果を受け、改めて以下の2点を国に求めます。

①提案されている「利用料2割負担の対象拡大」案の撤回を求めます。新たな2割負担引き上げの対象とされている年金収入等「230～260万円」(1人世帯)の所得層は決して経済的にゆとりがある層ではありません。物価高騰で家計の状態が年々悪化する中、仮に「配慮措置」を設けたとしても利用者負担を引き上げることは適切でないと考えます。

②介護保険財政(国費負担割合)の見直しを求めます。利用料2割負担の対象拡大による財政効果は部分的なものにすぎません。介護需要の増大に応え、行き届いた介護サービスを確保し、介護保険料を支払い可能な水準に抑えるためには、介護保険財政における国庫負担割合を現在の25%から段階的に引き上げていくことが必要と考えます。

☆各地からの報告

○京都民医連「介護ウェーブあちこち宣伝」



京都では「介護ウェーブあちこち宣伝」としてあらゆる場所で街頭宣伝が取り組まれています。12月7日(日)には、イオンモール北大路前で「葵会介護ウェーブ宣伝行動」を開催して、葵会の職員を中心に約40人が街頭宣伝に参加しました。観光客やイオンモール北大路店のお客さん、午前中に行われた学生駅伝の関係者などに、介護チラシを配り、介護請願署名の協力を呼びかけました。スピーチでは介護現場の介護福祉士3名と、介護医療院の看護師長、法人事務局の事務職員がマイクを握り訴えました。

京都では、12月25日時点で介護請願署名は10,065筆も集まり、目標達成まで約4,000筆となりました。「介護の期中改定は2.03%ですがまだまだ不十分、引き続き介護ウェーブ運動を強めましょう」と呼びかけられています。



○山梨民医連「訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書提出に関する請願」中央市で採択

議会	採択日	意見書名など	意見書
甲府市	2024年12月18日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
山梨市	2025年3月24日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
市川三郷町	2025年6月13日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
身延町	2025年6月13日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
上野原市	2025年6月20日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
南アルプス市	2025年6月25日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
甲州市	2025年6月30日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
大月市	2025年9月24日	訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
甲斐市	2025年10月3日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1
中央市	2025年12月19日	訪問介護報酬引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書	1

山梨県中央市の12月議会で「訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行なうことを国に求める意見書提出に関する請願」が採択されました。

山梨県ではこれまでに、甲府市、山梨市、市川三郷町、身延市、上野原市、南アルプス市、甲州市、大月市、甲斐市で採択されており、今回の中央市を含めると10市町となります。



○長野民医連「諏訪にて街頭署名行動」

長野では、諏訪地域連絡会の介護推進委員会が中心となり、諏訪市の綿半スーパーセンター諏訪店前で街頭署名行動をおこないました。同会所属の5法人から約30人が参加し、来店客に署名の協力を求めました。宣伝では、のぼり旗やメッセージボードだけではなく、参加者がサンタクロースや動物などの仮装をすることで目を引いており、96筆の介護請願署名を集めることができました。



お問い合わせ先 介護ウェーブ推進本部

TEL: 03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:栗原・若林